

一国立大学法人佐賀大学一

複数の大学と共同して医療情報支援を行うことを目的とした震災医療システムについて、医療データを取り込むために必要なマッピング作業の具体的な実施方法、役割分担等について十分に合意形成が図られていなかったなどのため、未利用

1件 不当金額(支出) 2億7982万円

1 契約等の概要

(1) 震災医療システムの概要

国立大学法人佐賀大学は、震災復興医療体制整備システム(以下「震災医療システム」)の開発等を一般競争契約により、平成25年11月に富士通株式会社に契約額2億7982万円で請け負わせて実施しており、26年3月に納品を受けて、同年4月に契約代金の全額を支払っている。

震災医療システムは、佐賀大学及び九州地区の6国立大学法人(以下「参加大学」)が保有する患者の診療情報(以下「医療データ」)を佐賀大学に集積し、平常時には、医療データを分析して薬剤の処方量等の需要を予測する研究等(以下「需要予測事業」)を行い、災害時には平常時に得た情報を被災した参加大学に提供して、被災地に効果的な薬剤の配給等ができるように支援を行うことを目的としており、27年4月から本格運用を開始することとされていた。

(注) 6国立大学法人 九州大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学の各国立大学法人

(2) マッピング作業等の概要

医療データには医療機関ごとに独自のコード(以下「ローカルコード」)が付与されており、需要予測事業を行うには、ローカルコードと、一般財団法人医療情報システム開発センター等が作成したコード(以下「標準化コード」)とを対応させる作業(以下「マッピング作業」)が必要となる。

そして、マッピング作業を行うには医療に係る知識が必要であり、マッピング作業は佐賀大学及び参加大学において行うこと、佐賀大学が参加大学への作業依頼を行うことなどとなっている。

また、佐賀大学は、医療データを震災医療システムに取り込むには、ローカルコードと標準化コードが正確に対応して整合性がとれていることを検証する必要がある、佐賀大学及び参加大学のマッピング作業が全て完了した後に、佐賀大学が一括して検証することにしてきた。

2 検査の結果

佐賀大学は、25年4月に震災医療システムによる需要予測事業を計画して同年12月に参加大学に対して需要予測事業への協力を求め、26年2月までの間に協力が得られたとして、同月以降、参加大学に対してマッピング作業の依頼を行っていたとしていた。

しかし、佐賀大学は、参加大学にマッピング作業を依頼するに当たり、マッピング作業の具体的な実施方法や佐賀大学と参加大学との役割分担等について十分に合意形成を図っておらず、具体的なマッピング作業の実実施計画を策定することなどを行っていなかった。

このため、参加大学のうち5国立大学法人は、マッピング作業は佐賀大学が行うことになっていると認識しているなどして、27年4月までにマッピング作業を完了していなかった。そして、佐賀大学は、自らマッピング作業を行うことにしたものの、十分な人材が確保できなかったことなどから、31年1月現在においても、5国立大学法人のマッピング作業は完了していないままとっていた。

また、佐賀大学及び国立大学法人九州大学は、マッピング作業を完了していたものの、佐賀大学は、佐賀大学及び参加大学のマッピング作業が全て完了した後に一括して検証を行うことにしていたため、検証を実施しておらず、震災医療システムに医療データを取り込んでいなかった。

したがって、震災医療システムは、マッピング作業が完了していなかったなどのため、納品されて以降全く利用されておらず、今後も利用される見込みがないことから、震災医療システムの開発等に係る支払額2億7982万円が不当と認められる。